

令和8年4月1日から9月30日に産婦健康診査を受診される方へ

## 産婦健康診査受診費の助成について

令和8年4月1日から9月30日までの間に東京都内外の医療機関または助産所で産婦健康診査を受診される方の経済的負担を軽減するため、医療保険が適用されない産婦健康診査受診費の一部を助成します。

### 【助成内容】

助成の対象となる回数は、産婦1人に対し2回を上限とし、助成金の額は、予算の範囲内において、1回の受診につき受診にかかった実費額と国の母子保健衛生費国庫補助金交付要綱の補助基準額において定める額のいずれか低い額とする。

### 【助成対象者】

産婦健康診査の受診日において、市内に住所を有する者

### 【申請期間】

当該産婦健康診査を受診した日から1年以内

### 【必要書類】

- 1 あきる野市産婦健康診査受診費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- 2 住民票の写し  
※住民票の写しについては、市が住民情報の確認をすることを同意される場合は必要ありません。
- 3 母子健康手帳（産婦健康診査の結果が記載されたもの）  
※産婦健康診査の結果は、エジンバラ産後うつ質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票を実施した方が対象となります。未実施の場合は対象外となりますので、ご了承ください。
- 4 産婦健康診査を受診した医療機関または助産所の発行した領収書一式
- 5 本人の口座が確認できるもの
- 6 窓口にお越しの際には、本人確認をいたしますので、身分証明書をお持ちください。

### 【提出・問合せ先】

あきる野市 こども家庭センター 母子保健係  
住 所 あきる野市秋川1-8 トラストルピア（あきる野ルピア）2階  
電 話 042-550-3340  
受付時間 月曜日～土曜日（第2水曜日、祝日、年末・年始を除く）  
午前 8時30分～午後6時30分(電話)  
午前10時00分～午後6時30分(窓口)